

## 教育セミナー9 作業潜水

錦織秀治

(有)中国ダイビング 潜水技術研究部

**【作業潜水とは】** 作業潜水は言い換えると職業潜水であり、港湾施設を造るだけではなく、漁業としての追い込み漁やモズク漁は沖縄で定着している。消防や警察、海上保安庁の救助関係潜水士もそうであり、さらにレジャーのインストラクターも含まれる。

**【高気圧作業安全衛生規則の改正】** 作業潜水で複数の潜水法があるなかで、これに対応した法規は“高気圧業務安全衛生規則”（以下、高圧則）である。改正高圧則が平成27年（2015年）4月1日に施行され、酸素使用禁止が撤廃されたが、これによって医師法、薬機法、更に高圧ガス保安法、これらに付随する多くの事務通達、事務連絡等までも関わるようになった。

**【酸素使用】** 水中酸素使用とガス分圧の制限により新たに水中酸素減圧とオープンサーキット（スクーバ）のミックスガス潜水、クローズドサーキット（リブリーザー）のミックスガス潜水などが加わり、法令上より複雑になった。具体的には酸素中毒の指標のUPTDの導入があり、また法令上は関与していないがCNSも考

慮する必要がある。これらと呼吸ガスの酸素分圧や窒素分圧の関わりが重要である。

**【酸素教育】** 潜水事業者さらに潜函事業者は「緊急時」ないし「減圧障害の恐れ」がある場合に条件付きで医療用酸素使用が明確にされたが（「ダイビングやプール等の事故での医療用酸素使用に係わるQ&A」厚生労働省 医政局 受領0527第3号 平成28年（2016年）5月27日）、一方で酸素講習の努力義務が強く推奨されることになった。したがって、各法律との様々な関りを知ることで、特に酸素使用では酸素減圧と緊急用酸素における知識を深める必要が求められることになった。これには酸素の供給や運搬、管理など多くを含むことになる。

**【おわりに】** 高圧則の改正から2年以上経過し、さらに薬機法での医療用酸素に関する解釈が明確化されたことで、作業潜水・潜函作業をとりまく環境は急速に変化している。この高圧則改正によって法規上の課題がより複雑になっているが、作業潜水に係わる関係者の安全管理には“酸素に関する考え方”さらに“厚生労働省が推奨する酸素講習の普及について”などで議論をする必要がある。この教育セミナーでは、作業潜水の立場から改正高圧則と関連法規での検討課題を示すことができたが、今後は解決に向けた取り組みが必要である。

高圧に暴露される方	労働の有無	対象の別	詳細	作業環境
潜函作業員	労働者	○	高圧下において作業を行い労働としての報酬が発生する方	高圧室内作業
潜水漁業者	労働者	○		水中作業
港湾土木潜水士	労働者	○		
海上保安庁潜水士	労働者	○		
消防隊潜水士	労働者	○		
インストラクター	労働者	○		
ダイビングガイド	労働者	○		
自衛隊潜水員	労働者	×	別法、自衛隊法により規定潜水士免許を受験する課程もあり	
レジャーダイバー	対象外	×	報酬が発生しない 作業しない	

